

八鹿病院ニュース

平成17年4月 発行／八鹿病院広報委員会 <http://www.hosp.yoka.hyogo.jp/>

公立八鹿病院基本理念

『私たちは、地域中核病院として、医の倫理を基本に、質の高い医療と優れたサービスをもって、住民の健康を守り、地域の発展に尽くします。』



管理者就任あいさつ

公立八鹿病院組合

管理者 梅谷 馨

この度、公立八鹿病院組合管理者に就任いたしました養父市長の梅谷馨でございます。佐々木憲二前管理者の急逝により管理者という重責を担うことになりました。皆様に愛され、信頼していただける但馬の中核病院としての病院運営に力一杯頑張りたいと思います。

当病院は、平成14年度から病院建築を進めておりますが、今年で4年目を迎えます。昨年12月第1期工事として新病棟が完成し、1月より稼動しているところです。引き続き第2期工事として外来棟、診療棟建設等に取りかかっているところですが、皆様方には今しばらくご不便をおかけしますがご理解をいただきますようお願いいたします。

厳しい行財政は、当病院の運営・経営にも影響を与えるものと思っております。それ以前に、新病院の管理運営は従来の発想から大きく転換していかなければならないと思っています。平成17年度は当病院の基本理念の実行・サービスの強化・リスク管理の強化等に改めて取り組ん

で参りたいと思います。

いずれにしても、患者様に納得の頂ける医療を心がけていかなければなりません。

また、今年1月より院外処方を実施いたしております。病院外の薬局にお薬を取りに行く手間が増え支払い窓口でのお支払い額も若干増加することになるとは思いますが、将来的には、「かかりつけ薬局」を持っていただくことで、さらにご自身の薬歴管理に役立つものになるはずです。ご協力賜りたいと思います。

公立八鹿病院は、岩井院長をはじめ医師、看護師、技師等職員一丸となり初心にかえって、信頼される地域の医療機関としての役割を担い、責任ある運営を推し進めていかなければならないと考えています。

今後とも皆様方のご理解ご鞭撻をお願いしてあいさついたします。

緩和ケア病棟が開設されました

緩和ケア病棟とはガンで有効な治療法がなくなり余命2～3ヶ月となった患者様が、残された人生を意義あるものにするために入院される施設です。

ある病院の緩和ケア病棟で、お母さんが入院されていましたが、主治医に「あと1日、2日です」と言われ、家族一人一人がゆっくりお別れすることになりました。まず、息子さんが「お母さん、本当にあ



▲ 緩和ケア病棟の外観

りがとう、これからちゃんと生きてゆくから心配しないで」と言い、娘さんが「私はお母さんの子供で本当によかった」と言って、最後にお父さんの番になったとき、「お母さんと二人きりにしてほしい」と言いました。みんなが外に出ると、お父さんはお母さんの名前を呼んで「愛しているよ」と廊下に聞こえるほどの大きな声で言いました。そういうことは一度も口にしたことのない人だけに、子供たちは驚いて顔を見合わせました。そうしたら、お母さんも「あなたと結婚できて幸せだった。私も愛しています」と、廊下に聞こえるほどの大きな声で答えました。家族



▲ 緩和ケア病棟の病室

が自分の思いを述べた後に、家族で子供たちが小さかった頃の話をしたり、お母さんが好きだった歌を歌ったりして、最後の1日を過ごしました。お母さんは昏睡状態のように見えました。最後にもう一度目を開けて、

みんなを見回して「ありがとう」と言って亡くなりました。

緩和ケア病棟とはそんな患者様とご家族のために、残された日々を有意義に過ごしていただくために、訓練されたスタッフがあらゆるお手伝いをする病棟です。



▲ 屋上庭園

緩和病棟の設備

病院の最上階の11階に緩和ケア病棟がありすべて個室になっています。長期間の入院でも負担にならないように、20室中10室は個室代を無料にしています。面会時間の制限もなく、家族や友人に自由に会っていただけます。屋上庭園には草花が植えてあり、池には鯉が泳いでいます。体が不自由になっても入浴できるシャワー風呂や、ご家族が患者様の希望する料理を作るための台所もあります。



▲ ピアノがある病棟ホール

病院ボランティアについて

緩和ケア病棟でのボランティア活動は入院患者さんの話し相手、お茶のサービスや庭の草木の手入れ、絵画、写真、生け花の展示、誕生日会などの病棟行事のお手伝い、緩和ケア病棟のピアノを用いた演奏などがあります。病院ボランティアの方々の笑顔と優しさは、入院患者様に安らぎや癒しを与えてくれます。皆様のご協力をお願いします。

新病院第2期工事について

新病院への病棟引っ越しも年末に終え、患者様より病室からの見晴らしの良さにお褒めをいただいております。今後はさらに職員に対しての評価を上げていく努力を行っていきたく思います。さて工事につきましては第2期工事に移り図面に示している南・北工区の2カ所で施工いたします。概略の工程を参考にいただき皆様のご協力をお願いいたします。

●第2期工事工程と周辺図



(工事工程)

年	月	解体	山留め	掘削	基礎・免震	建物工事	内装工事	改修	外構工事
2005 H17	1								
	2	<管理棟・旧病棟解体							
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
2006 H18	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								
	9								
	10								
	11								
	12								
2007 H19	1								
	2								
	3								
	4								
	5								
	6								
	7								
	8								

地域医療科 窓口のご案内

八鹿病院は地域の医療機関の先生方やケアマネージャー、また福祉施設の皆様、地域住民の方々にお役に立てるように、地域医療科の活動を始めてこの4月で1年を迎えました。まだまだご利用いただけていない方、あるいはどのような内容の仕事なのか知らない方も大勢おられると思います。当院の地域医療科は開業医の先生、医療関連施設との連携の窓口であり、住民の方々との接点となる事を心がけております。

新病院第一期完成とともに地域医療科も仮設の外來棟の玄関寄りに移りました。

今後もより充実した活動をご提供出来るよう努力し、皆様のお手伝いをさせていただきますのでどしどしご利用下さい。

活動内容

地域の皆様には.....

何処に相談したらよいかわからない時におたずね下さい。

1. 入院、入院外を問わず、住民の方々が医療費・生活費に困っている場合
2. 保険・福祉関係諸制度の活用が分からない場合。
3. 療養中の心理的・社会的なお悩みのある場合。

入退院時に困った時におたずね下さい。

1. 自宅近くの医院に通院したい。
2. 訪問看護.....在宅ケアを受けたい。
3. リハビリテーションを継続したい。

生活習慣病にご心配の方

1. 健康作りの指導を受けたい
2. 予防のため検査を受けたい
3. 人間ドックを受けたい

保健師やMSW(メディカル・ソーシャルワーカー)などの専門の担当が医療相談、連絡・連携を対応いたします。勿論個人情報の保護には充分の注意を配慮しておりますのでご安心下さい。

事前予約がとれます

1. かかりつけの医療機関から八鹿病院の診察や検査の予約をお願いして頂ければ適切な診察や、検査がスムーズに受けられます。
2. 住民検診などで精密検査が必要となった方
 - 直接各科外来にご予約されてもよいですが特殊な検査(MRI)を除いて地域医療科をご利用いただければ専任の担当がお手伝いいたします。

紹介状をお持ちの方

1. ご事情があってかかりつけの先生からの事前予約がとれない。
2. 受診希望の診療、担当医が判らない
3. 複数の受診、検査が必要な時
 - 地域医療科にお電話、FAXにて御連絡下さい。各外来との調整を行い適切な日時の予約をお取りします。

かかりつけ医をご紹介します

1. 気軽に相談出来る身近な医師を持ちたい
2. 通院が難しい、往診が必要
3. 適切な専門医に検査や治療の情報を添えて紹介をする
 - 患者様や御家族と相談しながらお探しします。かかりつけ医を持たれても、必要に応じて病院の受診は出来ます。

病院情報の提供

1. 地域医療科日より.....先生方の休診のお知らせ
各科の催しのお知らせなど
2. 生活習慣病教室のご案内.....骨粗しょう症・ダイエット・糖尿病予防・禁煙・動脈硬化予防など(問い合わせお申し込みは地域医療科にお願いします)
3. 公開講座の案内

これからも地域医療科は八鹿病院が地域の病院としてどのように取り組めばよいか考えていきます。橋渡しとしての役割をご理解戴き皆様のご意見ご提案をお待ちしております。今後ともよろしくお祈りいたします。

患者様の権利に関する宣言

公立八鹿病院職員一同は、医療の中心は皆様であり、医療が皆様との信頼関係に成り立つことを認識して、「患者の権利に関するリスボン宣言」に従って、皆様に次のような権利と責任があることを確認します。

1. 良質な医療を受ける権利.....差別されることなく、良質な医療を受ける権利があります。
2. 選択の自由の権利.....医療機関や医師を自由に選択し、また、変更する権利があります。
3. 自己決定の権利.....十分な説明のもとに、自分自身の治療を決定する権利があります。
4. 情報を得る権利.....医療上の全ての自己情報を知る権利があります。
5. プライバシーなどの機密保持を得る権利.....治療で医療従事者が知り得たすべての個人のプライバシーの機密保持を得る権利があります。
6. 人間の尊厳を得る権利.....尊厳を保ち安楽に終末期を迎えるための、あらゆる可能な助力を受ける権利があります。
7. 療養や健康についての教育を受ける権利.....皆様には健康についての教育や、疾病の予防や早期発見についての教育を受ける権利があります。また、出来るだけ健康的な生活習慣を身につける責任があります。